

第4次大樹町行財政改革大綱

平成26年度～平成30年度

平成26年3月

大 樹 町

【はじめに】

本町では、町がめざすべき将来像を描き、そのための中長期的な目標とその実現に必要な基本的施策を示す総合計画を4次にわたり策定し、計画的・効率的なまちづくりを進めてきました。

しかし、国内的には都市部への人口・経済活動の集中が進む一方、金融や経済・企業活動の国際化の進展により、地方はもとより、都市部においても経済の低迷が長期化し、国・地方の行財政を取り巻く環境の急速な悪化をまねきました。

一方で、少子高齢化や情報化などの社会経済環境の変化や住民の価値観の多様化、社会保障の充実など新たな行政サービスに対するニーズへの対応は、それまでの中央集権的な行政運営から、自己決定・自己責任を原則とする地方分権社会への移行という、国と地方の関係の再構築のなかで進められることとなり、自治体の責務はいっそう重要なものとなりました。

いわゆる「平成の大合併」は、このような状況を背景に国の主導で進められ、全国の市町村は平成18年までの8年間で4割以上減少しましたが、自主自立のまちづくりを選択した本町では、それまでの行財政運営のすべてを見直し、人・モノ・カネといった限られた経営資源を効率的に活用するための行財政改革大綱を策定した経過があります。

第2次・第3次大樹町行財政改革大綱に基づく取組みは、平成16年度から25年度までを計画期間とする「～人・夢・愛もっと大きく～コスモスのまち 大樹」をテーマに掲げた第4期大樹町総合計画と並行して進められてきましたが、平成26年度からは「～暮らしと明日を彩る清流の里～コスモスのまち 大樹」をテーマとする第5期大樹町総合計画がスタートすることから、この前期5ヶ年に改革すべき行財政運営上の取組みを示した新たな行財政改革大綱を策定します。

【行財政改革の背景】

本町では、生活環境基盤や公共施設の整備が比較的短期間に集中し、その財源として地方債の借入を行いました。いわゆる「三位一体の改革」による地方交付税の削減時期と地方債の償還ピークが重なったことにより、公債費負担比率は、危険ラインといわれる20%を平成15年度から7年間にわたり超過することとなりました。

第2次・第3次行財政改革大綱は、このような財政事情の逼迫を背景に、より効率的で持続性の高い行財政運営を目的として策定され、歳入確保と歳出抑制、事務事業の見直し、行政のスリム化などを柱に、様々な取組みを進めてきたところです。

「選択と集中」「信頼と効率」「参加と透明」をキーワードに、平成21年度にスタートした第3次行財政改革大綱の内部評価では、具体的な取組事項として掲げた112の項目に対し、実施・達成したものが70項目、ある程度実施・達成したものが24項目、未実施又は未達成のものが7項目、期間中の施策見直しなどに伴い評価が困難とされたものが11項目

となっています。

この結果、本町の財政は、一時の危機的な状況を脱却しつつありますが、国の長期債務や社会保障関係費の膨張、金融や経済の国際化に伴う国内の産業経済への影響などの不安要素も多く、災害対策の強化や少子高齢化への対応など、安全・安心なまちづくりのための新たな行財政需要も見込まれることから、行財政改革の継続強化を図る必要があります。

【行財政改革の目標】

1 基本方針

平成26年度から第5期大樹町総合計画がスタートしますが、計画に掲げた将来像を実現するためには、住民と行政の信頼関係を深め、健全で持続性の高い財政構造を確立し、限られた経営資源である人・モノ・カネを最大限、効率的に活用する行財政運営を進めることが重要です。

これらを踏まえ、新たな行財政改革大綱の取組みの基本方針を次のとおり定めます。

(1) 信頼性を高める行政

自己決定と自己責任を原則とする地域主権型社会への移行が進むなか、今まで地方が拠りどころとしてきた制度や手法、思考を見直す必要があります。住民と行政が役割を分担しあい、一方では連携を図りながらまちづくりを進めていく「協働」の地域社会を構築するためには、住民に対する説明責任を果たし、住民が利用しやすい行政であるとともに、行政に対する意見の発信やチェックを行うなど、行政運営に積極的に参加する住民であることが求められます。

(2) 持続性を高める財政

本町の財政状況は、行財政改革による歳出削減への取組みや平成20年のリーマンショックを契機とした世界的な金融危機・経済不況に対する国の経済対策等もあり、各種財政指標は健全レベルに回復しています。

しかし、国の長期債務の膨張や金融・経済の国際化が進むなか、地方財政の中長期的な見通しは依然として不透明であり、自主財源の確保や一般財源の節減は今まで以上に重要な課題となっています。

(3) 効率性を高める行財政

行政運営の目的は、公共の福祉の増進を図ることですが、その意思決定の方法や手法・成果に対する評価基準は、必ずしも同じではありません。政策決定過程の透明化を図ること、各種施策の実施に係るコストを明らかにすること、受益と負担のあり方に関する目標を設定すること等により、事務事業に対する客観的評価を導入し、効率性を重視した行財政運営を進める必要があります。

2 行財政改革の進め方

地方自治体は、住民に最も身近な行政として多岐にわたる業務を行っていますが、その目的は地域の発展や住民の幸福の実現であり、行政の経営資源は地域の財産として住民に還元されるとともに、地方自治法により「最小の経費で最大の効果」を挙げることを義務付けられていることから、行財政改革への取組みは常に意識し、実践されるべきものです。

しかし、地方を取り巻く環境が大きく変化するとともに、自治体間の格差も生まれつつあることから、今後、本町が重点的に取り組むべき事項を整理し、住民と行政の「協働のまちづくり」を進めるため、「常」に、「全員」が、まちづくり活動の「すべて」を対象とした改革に取り組むための新たな行財政改革大綱を策定します。

行財政改革の推進にあたっては、町長を本部長とする行政の内部組織「大樹町行財政改革推進本部」を設置し、その執行にあたります。また、行財政改革大綱の決定やこれに基づく取組みに対する評価・点検・検証のほか、住民生活に密接に関連する公共料金や各種使用料等の改定など、受益と負担の見直し等に関する審議を行う機関として、「大樹町行財政改革推進委員会」を設置し、客観性を確保するとともに、住民の声を行財政改革に反映させていきます。

【大綱の内容】

基本方針に掲げた「信頼性を高める行政」「持続性を高める財政」「効率性を高める行財政」を柱に、総合計画に掲げられたこれからの10年のまちづくりを常に意識し、その実現を図るため、具体的かつ重点的に取り組むべき事項を体系化した実施計画を策定し、毎年度、進捗状況や成果の検証・評価を行います。

新たな行財政改革の指針は「第4次大樹町行財政改革大綱」とし、実施計画に掲げる取組みのうち、可能なものについてはその目標を数値化することにより、客観性の担保と成果の「見える」化をはかります。

また、この大綱の目標期間は、第5期大樹町総合計画の前期実施計画と同じ平成26年度から平成30年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

【大綱の体系】

1 信頼性を高める行政

行政運営に対する住民の意識と理解を深め、住民が主役となる地域社会を構築するため、住民と行政がビジョンや情報を共有し、お互いに良きパートナーとして、ともにまちづくりを進める「協働」の理念を基本とします。

(1) 行政情報の共有化

行政運営の透明性を高め、住民がわかりやすいまちづくりを進めるため、行政情報を

積極的に提供する体制を整備するとともに、知りたい情報を住民誰もが手軽に取得できるシステムの充実をはかります。

【主要な取組み】

- 広報紙やホームページの充実
- ニュースレターなどによる新たな情報提供システムの検討
- 行政への意見・提言などに対する検討結果等の公表
- 地域や団体が集まる機会などを利用した細かな説明機会の確保

(2) 職員の資質向上

住民が利用しやすい行政となるよう、職員一人ひとりの能力や住民サービスへの意識を高め、信頼される人材の育成を進めます。新たな視点や発想をもった職員を育てるための研修機会の拡大や意欲を高めるための制度の充実をはかるとともに、能力や実績に関する評価を行う制度の導入を進めます。

また、職場内における情報の共有化や連携強化をはかり、住民サービスの向上と職務への意欲を高める環境づくりを進めます。

【主要な取組み】

- 職員の資質と能力を高める研修機会の拡大
- 視野を広げ、新たな視点から行政運営を進めるための派遣交流等の実施
- 職員の意識や能力、実績などを評価するシステムの導入
- 職員の能力向上や意識改革に資する自主的な取組みの推進
- 課内・庁内での情報共有化・連携強化
- 職場環境の向上と職員の健康管理の徹底

(3) 住民目線にたったサービス

ワンストップサービスの充実強化や手続きの改善など、庁舎や各施設を訪れる住民が負担を感じることはないよう、いっそうの事務改善と、住民が訪れやすい施設の雰囲気づくりを進めます。

【主要な取組み】

- ワンストップサービスの充実強化
- 各種事務手続きの簡素化と事務処理の迅速化
- 職員のあいさつや言葉づかい、服装などの管理強化

(4) 行政参加の促進

住民目線にたった行政運営を行うため、住民の意見や提言を聞く機会の拡充をはかり

ます。また、各種計画や施策の検討や決定、評価に対する意見を反映させるため、各種審議会組織への公募委員枠の確保やパブリックコメントの導入をはかります。

【主要な取組み】

- 各種審議会等委員の公募枠の確保
- 町長と語る会や広報紙等を通じた意見・提言の募集
- 意見・提言に対する検討状況や結果の公表・説明
- 重要施策の決定に係るパブリックコメントの実施

(5) サポート体制の強化

行政区や各種団体、個人などが主体的に取り組むまちづくり活動を尊重するとともに、行政に対するサポートの要請に柔軟に対応できる体制の整備をはかります。また、行政のもつ能力や財産を可能な限り住民活動に役立てていただくため、住民が利用しやすい体制の整備をはかります。

【主要な取組み】

- 行政区担当職員の配置による行政区活動の支援や要望等の窓口明確化
- 地域コミュニティ推進事業の継続
- 集落支援員や地域おこし協力隊の活用による地域と行政の連携強化

2 持続性を高める財政

住民の満足度が高いきめ細かな行政サービスを実現するため、住民生活の向上や産業経済の活性化に要する財源の確保をはかるとともに、柔軟で機動性の高い行政運営を進めるための安定した財政構造を構築することを基本とします。

(1) 自主財源の確保

【主要な取組み】

- 税や各種使用料等の滞納対策の強化
- 利便性の高い収納方法の検討
- 利用目的のない公有財産や物品の有償処分の推進
- ホームページなどへの有料広告の掲載
- ふるさと納税制度の活用

(2) 歳出の節減

職員給与費や物件費などの経常経費の節減をはかるとともに、職員配置や施設の整備、物品の購入などにあたっては、中長期的なコスト比較を徹底し、将来負担の軽減をはかります。

【主要な取組み】

- 職員の給与制度や水準の適正化
- 高金利地方債の借換えや繰上償還の実施
- 物品や委託業務の一括発注による物件費の節減
- エコカーや省エネ型照明の導入などトータルコスト比較による経費節減

(3) 公有財産の利活用

公有財産の価値を明らかにし、利用が見込まれないものや公益性の低いものについては、処分を進めます。また、基金運用の見直しや、利用希望のない遊休施設等の除却による維持管理コストの削減を進めます。

【主要な取組み】

- 公有財産台帳の統合管理とデータベース化
- 公共施設等総合管理計画の策定と遊休施設の除却
- 利用目的のない公有財産や物品の有償処分の推進
- 基金運用の見直し

(4) 透明で規律ある財政運営

財政状況の中期的な財政見通しを示すとともに、目標とする財政指標や歳出枠などを明らかにし、規律ある財政運営を進めます。また、総合計画に掲げたまちづくり施策を着実に実行するための財源確保をはかるとともに、緊急的な財政需要に対応するための財源の確保を進めます。

【主要な取組み】

- 中期財政計画の策定と財政状況の公表
- 財政指標の目標水準や経常経費の歳出枠の設定
- 公共施設整備等に向けた特定目的基金の造成
- 総合計画に基づく予算の重点化
- 公共施設整備等に係る歳入の裏付けと将来負担の明示

3 効率性を高める行財政

まちづくりに対する住民の関心を高めるとともに、住民目線にたった行政運営を行うため、行政の説明責任を強く意識し、事業の計画、執行、評価・検証、改善（いわゆるPDCAサイクル）に至るすべての段階での透明性の向上をはかり、効率性や公平性、妥当性の判断・評価に対する客観性を確保することを基本とします。

(1) 簡素で効率的な組織機構

事務事業の状況や求められる行政サービスの量に応じて、柔軟かつ機動的な行政組織機構の整備を進めます。住民サービスの質の維持向上がはかられる業務の外部委託や、他の自治体との共同処理等による人件費の節減とあわせて、目標とする職員数を定めることにより、職員数の適正管理を行います。

【主要な取組み】

- スリムで効率的な組織機構の検討と関連業務の集約化
- 職員の定員管理目標の設定と公表
- 臨時的な業務に対応するための各課連携の強化と情報の共有化
- 広域連携や定住自立圏形成協定に基づく広域行政の推進
- コスト比較に基づく業務の外部委託の推進

(2) 公共施設の管理

老朽化が著しいものや代替機能の確保が可能な公共施設については、統合廃止に向け、地域や利用者との協議を進めます。サービスや利用率の向上、経費の節減が見込まれる施設の管理運営については、指定管理への移行を検討します。今後も利用が見込まれる施設については予防的な修繕を含め、長寿命化対策を進めます。また、新たに公共施設を整備する場合は、経費節減や利用率向上をはかるための機能の複合化や、整備手法として、PFIなどの公民連携（PPP）方式による整備も含めて検討します。

【主要な取組み】

- 統廃合に向けた調整
- 長寿命化計画の策定・推進
- 管理手法の比較検討と指定管理の点検評価
- 公共施設機能の複合化の検討
- 公民連携による整備の検討

(3) 事務事業評価の推進

事務事業のすべてについて、その目的・必要性・合理性・妥当性等を検証し、施策の再構築をはかります。評価にあたっては、人件費を含めたコストを明らかにするとともに、客観性を高める評価体制を構築します。加入団体への負担金や各種団体や事業に対する補助等については、その意義や効果などを検証し、抑制に努めます。

【主要な取組み】

- 人件費コストを含めた事務事業評価の実施と公表
- 補助金事前審査の実施
- 単独補助事業等に係る時限措置の設定

(4) 受益と負担の見直し

公共料金や各種使用料などの負担水準の見直しを行い、公平性と透明性の確保に努めるとともに、行政サービスの向上による還元意識を高めます。住民負担の見直しにあたっては、住民生活に要するトータルコストについての視点を取り入れるとともに、行政と受益者の負担基準に関する透明性の確保をはかります。

【主要な取組み】

- 公共料金や各種使用料・手数料の定期的な見直し
- 住民の負担水準の見直しに関する客観性の確保
- 住民生活に要するトータルコストの視点の導入
- 公平性や波及効果を勘案した個人と行政の負担割合の基準の設定

(5) 情報化の推進

住民サービスの向上や事務の効率化、個人情報等の適正管理をはかるため、低コストで効率的な業務システムの導入やセキュリティの強化をはかります。行政の情報化のメリットを住民が享受できるよう、事務の迅速化や情報サービスの充実をはかります。

【主要な取組み】

- 低コストで安全性に配慮した電子自治体の構築
- 個人情報保護の強化徹底
- 情報の処理や通信技術の高度化を生かした住民サービスの向上
- 地籍GISとリンクした課税システムの研究等

【行財政改革の数値目標】

1 第3次大樹町行財政改革大綱の指標

平成21年度から25年度までを目標期間とした第3次大樹町行財政改革大綱の計画期間における本町の財政は、デフレ脱却のための経済対策や東日本大震災を契機とした防災対策強化のための国の財政対策の強化により、地方財政対策の充実がはかられ、地方交付税が想定を20%程度上回ったこと、町税収入がほぼ横ばいで推移したこと等により、大きく改善しています。

町債残高については、教育施設の耐震化等により当初見込みより20%程度上回りますが、町の貯金である基金と備荒資金組合への超過納付金の残高は、当初見込みの6倍となっており、各種財政指標はすべて健全なレベルに回復しています。

(単位：百万円)

区分		H21	H22	H23	H24	H25	5年計
地方交付税 (臨時財政対策債を含む)	実績	3,606	3,822	3,674	3,994	3,822	18,918
	見込	3,246	3,187	3,074	3,033	2,936	15,476
	差引	360	635	600	961	886	3,442
町税	実績	703	719	706	699	706	3,533
	見込	652	631	611	589	570	3,053
	差引	51	88	95	110	136	480
地方債残高	実績	8,255	7,661	7,517	7,178	7,378	▲ 877
	見込	8,603	7,793	7,097	6,435	6,109	▲ 2,494
	差引	▲ 348	▲ 132	420	743	1,269	1,617
基金残高(備荒資金組合 超過納付金を含む)	実績	1,610	2,014	2,303	2,908	3,528	1,918
	見込	1,571	1,141	823	676	536	▲ 1,035
	差引	39	873	1,480	2,232	2,992	2,953

	H20	H21	H22	H23	H24	健全な水準
経常収支比率	85.7	89.2	86.2	85.1	74.3	80.0%以下が望ましい
公債費負担比率	26.1	25.8	20.4	18.6	17.5	20.0%以下
実質公債費比率	21.3	21.0	19.5	17.6	15.0	18.0%未満
将来負担比率	137.8	116.9	90.9	75.5	63.7	350.0%未満
実質赤字比率	—	—	—	—	—	15.0%以下
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	20.0%以下

職員数については、医療や介護等職場を除き、定年退職者の補充を3分の2に抑制することを基本に定数管理を行ってきましたが、定年以外の事由による退職もあったため、これを上回る減員が進んでいます。

(単位：人)

区分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	期間内計
職員数	実績	179	175	169	165	165	164	11
	目標	189	177	175	173	170	167	10
	差引	▲ 10	▲ 2	▲ 6	▲ 8	▲ 5	▲ 3	1

2 第4次行財政改革大綱の設定指標

今後5年間の行財政改革を進めるにあたり、進捗管理や評価・点検に対する客観性を高めるとともに、第5期大樹町総合計画に掲げる各種施策を推進するための財政運営の規律を強化するため、職員数や財政運営に関する数値目標を定めます。

(1) 職員数

人口に対する本町の普通会計の職員数は、人口規模が同程度の管内自治体に比べて比較的少ない状況にあります。職員一人当たりの人口は55人から60人程度ですが、今後もこの比率を維持することを前提に、平成30年度の普通会計職員数を次のとおり設定します。

■平成30年度普通会計職員数 161人

(平成25年度目標値167人から6人減、実数から3人減)

なお、公共施設の統廃合や定年年齢の引上げ等が行われた場合は、その時点で目標職員数の見直しを行います。

(2) 経常的経費

第5期総合計画の前期実施計画を踏まえた財政見通しでは、公共施設の整備により、今後5年間の行財政改革大綱期間中に、基金からの繰入れが必要と見込まれています。このため、経常的な経費のうち、水準設定が可能な経費に係る歳出規模を次のとおり設定します。

■人件費のうち職員給与費 640百万円

この水準は、平成24年度の決算額を下回る水準であり、平成26年度から新たに始まる再任用制度に基づく再任用職員の賃金を含めることとします。

■物件費 780百万円

消費税率の改定に伴う費用負担を含めて設定します。なお、公共施設の指定管理や事務事業の外部委託が行われた場合も、本水準を目標とします。

■維持補修費 180百万円

道路や公共施設については、計画的に年度間の平準化をはかりながら長寿命化を進めることにより、本水準を目標とします。なお、大規模修繕や緊急的に必要とされるものは含みません。

■一部事務組合及び特別会計への補助・負担金、繰出金

一部事務組合の広域化や社会保障制度の改正等も想定されるため、歳出額の設定は行いませんが、一般会計同様の取組みを進めることにより、経常経費の節減をはかるとともに、繰出基準の見直し等を検討します。

■公債費

公債費については、歳出総額ではなく、財政指標を通じ管理することとします。

(3) 財政指標

主な財政指標は、地方交付税を中心とする経常一般財源収入額により大きく変動しますが、緩やかな減少を想定しながら、次のとおり設定します。

■経常収支比率 85.0未満

■公債費負担比率 20.0以下

■実質公債費比率 18.0未満（起債許可団体とならないこと）

■将来負担比率 100.0以下

なお、上記指標のうち、経常収支比率・公債費負担比率は毎年の財政状況を、実質公債費比率・将来負担比率は中期的な財政状況を示す指標のため、併用しながら行財政改革大綱の進捗管理を進めていくものです。

(4) 財政シミュレーション

歳入の5割以上を占める地方交付税の削減見通しを2段階で試算した財政シミュレーションでは、急速な削減の場合は平成27年度以降、緩やかな削減の場合では29年度以降に単年度収支がマイナスとなり、積立金からの繰入が必要となります。

第5期大樹町総合計画に基づくまちづくりを進めるなかで、今後も公共施設の整備や安全・安心な住民生活の確保のための財源確保が求められることから、財源調整のための計画的な積立金の確保・造成、将来負担を考慮した町債残高の計画的な管理を重点に、持続性の高い財政運営を進めていく必要があります。

第4次大樹町行政改革大綱実施計画

取組区分	主要な取組み	内容	目標の設定				目的・期待される効果	摘要
			26	27	28	29		
1 信頼性を高める行政	(1) 行政情報の共有化	1 広報紙やホームページの充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	必要な情報の取得機会の拡大と行政運営に対する関心を高めることができる
		2 ニュースレターなどによる新たな情報提供システムの検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	必要な情報の取得機会の拡大と行政運営に対する関心を高めることができる
		3 行政への意見・提言などに対する検討結果等の公表	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	行政運営の姿勢に対する理解を深めることができる
		4 地域や団体が集まる機会などを利用した細かな説明機会の確保	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	対話を通じた行政施策の浸透や住民にわかりやすい行政運営につながる
		5 職員の資質と能力を高める研修機会の拡大	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	職員の能力の向上による住民サービスの向上がはかれる
		6 視野を広げ、新たな視点から行政運営を進めるための派遣交流等の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	異なる組織風土を学ぶことにより、前例主義の払拭がはかれる
		7 職員の意識や能力、実績などを評価するシステムの導入	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	職員の意欲向上と水準の底上げがはかれる
		8 職員の能力向上や意識改革に資する自主的な取組みの推進	創設	⇒	⇒	⇒	⇒	職員の意欲向上と水準の底上げがはかれる
		9 課内・庁内での情報共有化・連携強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	事務事業の推進体制の強化がはかれる
		10 職場環境の向上と職員の健康管理の徹底	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	行政組織運営の円滑化や効率化がはかれる
	(3) 住民目線にたったサービス	11 ワンストップサービスの充実強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	利用者の利便性の向上がはかれる
		12 各種事務手続きの簡素化と事務処理の迅速化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	利用者の負担軽減がはかれる
		13 職員のあいさつや言葉づかい、服装などの管理強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	行政に対する親近感の向上がはかれる
		14 各種審議会等委員の公募枠の確保	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	まちづくりへの参画意欲の強い住民の声を施策に反映させることができる
		15 町長と語る会や広報紙等を通じた意見・提言の募集	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	広く住民からの意見・提言を得ることができる
	(3) 住民参加の拡大	16 広報折込封筒やホームページを通して行政運営に対する住民の意見要望の集約をはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	広く住民からの意見・提言を得ることができる
		17 意見・提言に対する検討状況や結果の公表・説明	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	行政運営の姿勢に対する理解を深めることができる
		18 重要施策の決定に係るパブリックコメントの実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	広く住民からの意見・提言を得ることができる
		19 行政区担当職員の配置による行政区活動の支援や要望等の窓口明確化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	地域住民と行政の距離を縮めるとともに地域の声を届きやすくすることができる
		20 地域コミュニケーション推進事業の継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	地域主体のまちづくり活動の活性化をはかることができる
21 集落支援員や地域おこし協力隊の活用による地域と行政の連携強化		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	地域主体のまちづくり活動の活性化をはかることができる	

取組区分	主要な取組み	内容	目標の設定					目的・期待される効果	摘要	
			26	27	28	29	30			
2 持続性を高める財政	(1) 自主財源の確保	22 税や各種使用等の滞納対策の強化	夜間徴収窓口の開設や納税相談の実施、十勝圏税滞納整理機構との連携による収納率の向上をはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	負担の公平性の確保と一般財源収入の増加がはかられる	
		23 利便性の高い収納方法の検討	多様化する決済システムを活用した便利で納付しやすい収納方法を検討する	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	収納率の向上がはかられる	
		24 利用目的のない公有財産や物品の有償処分等の推進	処分可能な公有財産の整理を行い、インターネットなども活用しながら有償処分を進める	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	一般財源収入の増加がはかられる	
		25 ホームページなどへの有料広告の掲載	ホームページのほか、広報紙や封筒などへの有料広告の掲載を検討する	検討					一般財源収入の増加がはかられる	
		26 ふるさと納税制度の活用	地場産品の提供による寄付の件数拡大と特産物のPRをはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源の増加と特産物の販路拡大、地域のPR効果が期待される	
		27 職員の給与と制度や水準の適正化	国や地方公務員の給与に関する制度や水準に準拠した給与体系を遵守する	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	人件費の削減がはかられる	
		28 高金利地方債の借換えや繰上償還の実施	高金利の繰上償還資金等の借換えや繰り上げ償還による利子負担の軽減をはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	経常一般財源の削減がはかられる	
		29 物品や委託業務の一括発注による物件費の削減	スケールメリットが期待されるものについては、一括発注等による経費の削減をはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	経常一般財源の削減がはかられる	
		30 エコカーや省エネ型照明の導入などトータルコスト比較による経費削減	将来負担を見据えたコスト意識の徹底による経費の削減をはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	経常一般財源の削減がはかられる	
		31 公有財産台帳の統合とデータベース化	公有財産の価値を常に把握できるよう備品を含めた管理の徹底と情報の共有化をはかる	実施					資産価値の把握と新たな公会計制度への活用がはかられる	
(3) 公有財産の管理・運用	32 公共施設等総合管理計画の策定と遊休施設の除却	遊休公共施設の解体に対する地方債措置の創設に伴い、公共施設等総合管理計画の策定と除却を進める	策定					遊休資産の処分が加速される		
	33 基金運用の見直し	運用益の増収をはかるため、国債や備荒資金組合等への超過納付金積み立てを検討する	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源の増加がはかられる		
	34 中期財政計画の策定と財政状況の公表	財政シミュレーションを作成するとともに、財政状況の透明化による財政規律の強化をはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	財政運営の計画性の担保と事業の選択と集中がはかられる		
	35 財政指標の目標水準や経常経費の歳出枠の設定	財政シミュレーションに基づき、目標とする財政指標や経常経費の歳出枠を遵守する	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	財政状況を住民にわかりやすく説明することが出来る		
	36 公共施設整備等に向けた特定目的基金の造成	公共施設等の整備に対し、経常一般財源の過度な負担を抑制するため計画的な基金造成を行う		案件に応じて随時				計画的な財政運営がはかられる		
	37 総合計画に基づく予算の重点化	予算配分にあたっては総合計画との整合性を確保を原則とし、重点的な配分を行う	第5期総合計画開始					計画的な財政運営がはかられる		
	38 公共施設整備等に係る歳入の裏付けと将来負担の明示	新たな事務事業に係る後年度負担は速やかに財政計画に盛り込み、健全な財政運営を担保する	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	計画的な財政運営がはかられる		
	39 スリムで効果的な組織機構の検討と関連業務の集約化	職員数や業務量に応じた人員配置や関連業務の集約化による効果的な組織機構を構築する	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	職員数の減少に対応することが出来る		
3 効率性を高める行財政	(1) 簡素で効果的な組織機構	40 職員の定員管理目標の設定と公表	病院や介護施設等の専門性を有する職員は原則として新規採用等により補充する	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	住民サービスの維持向上がはかられる	
		41	一般行政職やその他の職員については、職員一人当たりの町民の人数を動員し、削減する	定数条例職員▲3人 (目標職員数161人)					人件費コストの削減がはかられる	定年延長等の制度改正の場合は、その段階で見直しを行う
		42	臨時または定型的な業務に関しては外部委託や臨時職員の任用によるコストの削減をはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	人件費コストの削減がはかられる	
		43	臨時的な業務に対応するための各課連携の強化と情報共有化	検討					職員数の増加抑制と専門性の高い事務事業への対応がはかられる	
		44	広域連携や定住自立圏形成協定に基づく広域行政の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	職員数の増加抑制と専門性の高い事務事業への対応がはかられる	

取組区分	主要な取組み	内容	目標の設定				目的・期待される効果	摘要	
			26	27	28	29			30
(2) 公共施設の管理・整備	45	コスト比較に基づく業務の外部委託の推進	外部化が可能な事務事業について、地域経済への波及効果を含めたコスト比較を行う	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	人件費コストの削減
	46	統廃合に向けた調整	老朽化や利用率の低い施設について、代替施設の要否や補完性に考慮しながら統廃合を進める	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	維持管理コストの削減がはかられる
	47	長寿命化計画の策定・推進	引き続き利用が見込まれる施設は、予防的な修繕等を計画的に行うことにより長寿命化をはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	中長期的にみて経費節減がはかられる
	48	管理手法の比較検討と指定管理の点検評価	民間のノウハウの導入が望ましい施設は、指定管理への移行を図るとともに、その成果を常に検証する	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	住民サービスの向上と経費の節減がはかられる
	49	公共施設機能の複合化の検討	維持管理経費の節減や相乗効果が期待される公共施設については機能の複合化に向けた検討を進める	随時検討				利用率の向上と経費の節減がはかられる	
	50	公民連携による整備の検討	地域経済への波及効果や将来負担を見据え、民間事業者による施設整備など公民連携を検討する	随時検討				費用負担の平準化がはかられる	
(3) 事務事業の見直し	51	人件費コストを含めた事務事業評価の実施と公表	事務事業評価への費用対効果の概念の導入と当該経費に職員人件費を算入し、評価機能を高める	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	行政コストの明確化がはかられる
	52	補助金事前審査の実施	補助団体の活動内容や会計状況を踏まえた行政の支援水準の適正化をはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	行政の財政支援の適正化が検証される
	53	単独補助事業等に係る時限措置の設定	新たな補助制度等については、定期的な検証と見直しを行うため、時限措置を設ける	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	P D C A サイクルの構築がはかられる
(4) 受益と負担の見直し	54	公共料金や各種使用料・手数料の定期的な見直し	住民負担を要するものについては、定期的な検証と見直しを行い、負担率の適正化をはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	受益と負担の適正化がはかられる
	55	住民の負担水準の見直しに関する客観性の確保	住民負担の見直しにあたっては、行政改革推進委員会への諮問と説明機会の十分な確保をはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	住民負担の見直しに対する理解を深めることができる
	56	住民生活に要するトータルコストの視点の導入	公共料金や税・保険料率等を含めたトータルコストの近隣自治体との比較を行う	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	住みやすさの客観評価につなげることができる
	57	公平性や波及効果を勘案した個人と行政の負担割合の基準の設定	公共施設利用料や手数料について、経費に対する公費負担率の基準設定等を検討する	設定					住民負担の見直しに対する理解を深めることができる
(5) 電子自治体の推進	58	低コストで安全性に配慮した電子自治体の構築	電子計算機の維持管理コストの節減や情報の安全な保管を両立させるシステムへの移行をはかる	H26クラウド化				危機対策の強化と経費の節減がはかられる	
	59	個人情報保護の強化徹底	個人情報の保護に関する職員の意識とセキュリティ機能の強化をはかる	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	個人情報の保護強化がはかられる
	60	情報の処理や通信技術の高度化を生かした住民サービスの向上	事務処理の迅速化やSNS等の新たな媒体を通じた情報提供体制の構築をはかる	検討					情報化のメリットを享受することができる
	61	地籍GISとリンクした課税システムの研究等	複数の電算管理システムの結合等による事務の統合簡素化を検討する	検討					事務の効率化や経費の節減がはかられる